

No.	ご意見・ご質問の内容	対応方針
資料 3－1		
1	今回追加する先進事例は、管路施設を対象とするケース、モニタリング実務、流域下水道とそれぞれ着眼点が異なるが、この他にも、自治体の規模という観点（大規模・小規模）も反映することで、幅広く自治体に門戸を開くことができるのではないか。	第1章の改正案文において、自治体の規模の観点を反映しました。 小規模自治体が導入する際の留意点等、詳細については来年度改正を予定している「下水道事業におけるPPP／PFI手法選択のためのガイドライン（案）」（以下、手法選択GL）に盛り込む考えです。
2	リスク分担等を焦点とする実務的議論においては、先行自治体の意見を取り入れて検討すると良いのではないか。	先行自治体にヒアリングを実施して意見聴取しました。 意見結果をふまえ、リスク分担の項目を第3回で取り扱います。
3	今回の改正検討項目は、実務的な論点に焦点が当たっているが、本質的な議論、根源的な議論も、この改定を機に充実させる余地もあるのではないか。「ボトムラインの悪化を食い止めること」など先行自治体の経験や効果をもって納得感の得られる事項があれば、まだ検討を始めていない自治体への導きになる。	第1章の改正案文において、先行事例における効果に触れました。 また、検討を始めていない自治体への動機付けについて、「手法選択GL」に詳細を盛り込む考えです。
4	コンセッションが自治体間をつなぎ広域化（広域化を推進するコンセッション）を推進するなど、下水道の課題を解決するような、広域化とPPPのシナジーを期待したい。	第1章の改正案文において、広域化・バンドリングのシナジー効果に触れました。 また、下水道の課題解決などPPP/PFI手法を導入する意義等については、「手法選択GL」に詳細を盛り込む考えです。
5	コンセッション事業の担い手についても、記載があってもよいのではないか。例えばガス事業と一体的に運営するなど含め、多様な事業者の協働により、複数の担い手事業者類型が創出される形となれば良いと考える。	改正案文における先行事例として、応募者の構成を記載することとします。（第3回以降で示します）
6	コロナ禍では、様々な自治体で料金減免・支払い猶予を行っている。事業体としての体力向上の意味でも、コンセッションや広域化の推進は効果的だと考える。	第1章の改正案文において、コンセッションや広域化の要請の高まりや期待を記載しました。 PPP/PFI手法を導入する意義等については、「手法選択GL」に詳細を盛り込む考えです。 改正案文におけるリスク分担の項目において、コロナを含む疫病について追記することとします。（第3回以降で示します）
7	下水道の課題解決にとどまらず、コンセッションなどがカーボンニュートラルのきっかけになるなどのように、地球環境や社会の課題を解決するような視点を期待したい。	第1章の改正案文において、カーボンニュートラルをはじめとする社会課題への解決に関する記載をしました。 また、カーボンニュートラルに関しては政府としても議論していますので、決定された方針に対応しつつ「手法選択GL」に反映するよう検討を行う考えです。
8	PPPの目的から考えて、民間の自由度を縛りすぎず、官民の負担にならないモニタリングのあり方を考えるべきではないか。基本的に、第三者モニタリングは不要である。	民間事業者や先行自治体に対してヒアリングを実施しました。 意見結果をふまえ、第2回の検討項目として取り上げております。
9	コンセッションにおいても、保険の活用が望ましいと考える。	下水道協会で取り扱う「下水道賠償責任保険」については、来年度からコンセッション運営権者が加入できるよう変更されとのことです。
10	KPIの設定も、論点とするべきだと考える。	「KPI」について、第3回の検討項目として追加し対応します。
11	新たな事例を追加することで、読みづらくならないように構成を検討するべき。	第2章においてガイドラインの構成をわかりやすく整理しました。 また、事例の掲載方法について煩雑にならないように、対応いたします。
12	施設の新設については、PFI法での規定や国庫補助金の充当される施設整備の在り方を踏まえ、慎重に議論すべきではないか。	施設の新設については、PFI法上慎重に扱う必要がありますが、自治体がPPP/PFIを進めるにあたっての多様な選択肢の一つとして扱っていきたい考えです。
資料 3－2		
1	実際に、導入手順と中身の検討は、時系列で1対1にはならず、繰り返し検討し、見直しを行う。検討準備、公募準備、公募それぞれの段階で調整し最適な契約内容とする考え方が重要である。	第2章において、検討準備、公募準備等の各段階における、スキーム等の変更可能性についての記載をしました。
2	事業スキームや業務範囲、使用料、運営権対価、リスク分担等については相互に影響し合う。その相関関係にも留意が必要である。	第2章において、項目間の関連性についての記載をしました。
3	広域化や他の施策との関係も言及するべき。	第1章の改正案文において、広域化・バンドリングのシナジー効果に触れました。 また、他の施策との関係性については「手法選択GL」に詳細を盛り込む考えです。
4	財務・会計等についても、公募準備段階での検討だけではなく、事業を実施する中で調整することがある。	第3回検討項目の中で対応いたします。
5	資料p3,p4,p5：財務・会計等⇒財務等 本ガイドラインを利用する自治体の方々にとって財務と会計は同じイメージの用語と思います。記述の明確化という観点からどちらかに絞ったらどうでしょうか？	用語法を統一します。
資料 3－3		
1	包括的民間委託とコンセッションの事例を同列で記載しているが、管路のコンセッションとはどういったものなのか、包括的民間委託との違いが分かりにくくなっている。コンセッションであっても、実施できる業務内容が包括的民間委託と変わらないと誤解を与えないよう考慮するべき。	管路について要求水準等を第3章の要求水準項目で明記いたしますが、指標に関しては第3回検討項目の中でも論点といたします。 手法ごとの違いについては「手法選択GL」に詳細を盛り込む考えです。
2	個々の業務を運営権者が直営で行うのか委託等に出すのかによって、モニタリングのあり方は変わってくる。運営権者の体制についても整理するべき。	具体の案文にて反映します。（第3回以降で示します。）
3	自治体が行うDD（デュエディリジェンス）については、客観的な評価という観点から自治体が自ら行うのではなく、第三者が行うべきではないか。	自治体のDDに関する記載を充実化します。 第2回の検討項目として取り上げております。
4	要求水準の例に道路陥没箇所数が示されているが、陥没の原因は、複合的である場合もあり留意が必要である。箇所数のみではなく、事前の点検・調査頻度や事後の行動など運営権者のパフォーマンスを明確に評価できる指標を検討し、運営権者と管理者の責任分担について明確化するべき。	先行自治体にヒアリングを実施して意見聴取しました。 ヒアリング結果を基に具体の案文に反映いたします。（第3回以降で示します。）
5	その基本的考え方をとしては、当たり前であるが、民間が運営委託を受けていることに起因する問題は民間の責任とするが、それ以外は基本的に官の責任とすることをガイドラインに明確に記すことが考えられる。	第3章のリスク分担（管路）の項目において、管路のリスク分担に関する記載をしました。
6	コンセッションに管路を含めると、下水道事業の内で民間が占める割合が大きくなり、財務状況が見え難くなる。民間側も財務諸表を公開するなど、事業の見える化の観点での配慮が必要である。	「情報公開」について、第3回の検討項目として追加し対応します。
7	要求水準のあり方について、「運営権者の責によらない外的要因」として「地震動（例えばL2相当以上）など」にも配慮すべき。	具体の案文において反映し、又は反映することとします。
8	DDについて、下水道資産そのものの劣化情報等の他、地盤条件や地下水位等の情報も開示が必要である。	
9	資料P2：考え方の最後の○の文章を二つに分けたらどうでしょうか？ 「運営権者・・・指標の設定」は、運営権者に責任が無いケースを説明していますが「一定率・・・すること」は、運営権者に負担をして貰うことを想定しています。読み手が混乱しませんか？	
10	資料P7：事業開始時点で既に要求水準を満たしていない状態にある施設を「要求水準未達」と呼ぶのは違和感があります。別の表現の方が良いと思います。	